「伊豆ゲートウェイ函南」マスコットキャラクター使用ガイドライン

本ガイドラインは、函南町(以下「町」という。)が作成した別表に示すマスコットキャラクター(以下「キャラクター等」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めたものである。

■使用承諾の申請

1.役場窓口へ直接または郵送より、使用承諾申請書(別紙様式1)を提出してください。

2.データについては、郵送希望の場合は後日媒体(CD-R等)へ保存して返信しますので、媒体と返信用の封筒も併せてお送りください。電子メールによる送信を希望する場合には、使用承諾申請書に送信先を必ずご記入ください。

■使用目的

使用承諾申請書の提出に併せて使用方法が確認できる書類(掲載するウェブサイト等のデザイン及びURL 印刷物の実物または電子データ、写真画像、企画書など)を提出してください。

■キャラクター等の使用例

- ○WEB素材(ホームページなど)
- ○掲示物(広告用ポスター、チラシ、のぼりなど)
- ○印刷物(封筒、ノート、名刺等)
- ○その他(Tシャツ、ポロシャツ、ノベルティグッズ等)

■キャラクター等の使用方法

配布されたデジタルデータを拡大、縮小して使用すること。使用にあたっては、認知度を高めることやイメーアップにつながるよう品質や内容の向上に心掛けてください。

■留意•禁止事項

- 1.見えにくいなどの極端な縮小は避けること。
- 2.キャラクター等の色を変えないこと。
- 3.形を変形しないこと。(拡大縮小は自由だが、縦横比などは変更しないこと。)
- 4.部分的な拡大縮小や太さを変えたりしないこと。
- 5.その他著作権を侵害するおそれのある使用の仕方はしないこと。

■遵守事項

使用者は、受領したデータを当該使用者以外に譲渡してはならない。

■免責事項

町は、提供したデザインデータにより使用者が損害を被る事態が発生しても、その責任を負わない。

【問合せ】函南町役場産業振興課

∓419−0192

静岡県田方郡函南町平井717番地の13 電話 055-979-8173 FAX 055-978-3027

E-mail:sangyo@town.kannami.shizuoka.jp